

令和●年●月●日

被通知人 株式会社カキツバタ運送

上記代表取締役 瀬戸賀司 殿

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町3丁目20番地

第2龍名館ビル8階

TEL 03-6275-0691

FAX 03-6275-0692

通知人 井山 貴裕

東京都千代田区霞が関1丁目1-4

弁護士法人 KAKITUBATA

TEL 03-3581-5411

FAX 03-3581-5412

通知人代理人弁護士 梅本 茉里子

## 通知書

### 1 受任のご連絡

この度当職は、通知人より、通知人の貴社に対する下記請求事件（以下「本件」といいます。）につき委任を受けましたので、ご連絡いたします。本件につきましては、当職らが一切を受任しておりますので、今後のご連絡は全て当職宛にしていただき、通知人への直接の接触は、慎んでいただきまますよう、お願ひ致します。

### 2 本書面による催告

通知人は、本書面をもって、通知人が貴社に対して有する、本書面到達日の2年前の日以降に支払い期日の到来した下記の債権につきまして、権利保全のため、催告致しますので、適切な金額をお支払いいただきますようお願い申し上げます。

記

未払（割増）賃金請求権

### 3 資料開示について

上記通知人の請求権を正確に計算するためには、下記の資料が不可欠となります。つきましては、本書面到達後2週間以内に、当事務所まで、下記の資料を当方に開示していただくご意向があるか否かについて、ご連絡ください。なお、資料の開示をいただけない場合には、正確な計算ができませんので、裁判手続における証拠開示手続きを経た上で、裁判上の請求を検討せざるを得ませんが、裁判手続きによれば、いずれにせよ裁判の基礎資料となると見込まれること、遅延損害金が加算されていくことを考

慮すれば、貴社と通知人において資料を共通にし、まずは協議による可能性を双方で検討することが建設的な解決に資するものと思料いたしますので、誠実にご対応いただきますようお願いいたします。

敬具

記

雇用契約書（労働条件通知書）

就業規則（入社時及び現行のもの）

賃金規定（入社時及び現行のもの）

時間外労働休日労働に関する協定（いわゆる36協定）についての協定書及び協定届

給与明細ないし賃金台帳

タイムカード

その他貴社が通知人の労働時間を管理・把握するために所持する資料

本件に関し、貴社の主張がある場合には、その根拠とする資料